

JSAF外洋特別規定2010-2011

(略称 : JSAF-OSR 2010-2011)

アペンディックス (付則) J

カテゴリー5

インショアレース用

JSAF-OSRは2010年4月から2012年3月まで有効
(基となるISAFのOSRは2010年1月から2011年12月まで有効)

Version-1.0

2010. 3. 17

カテゴリー5の特別規定はインショアレース用に作られたものである。ここでいうインショアレースとは海岸に近く比較的温暖な海水で十分な避難場所があるかコース全域にわたって実際的な救助が行える遮蔽された海面で、日中のみ行われるレースをいう。

推奨される3.14パルピットなどの項目に関しては外洋特別規定本文を参照すること。

<JSAF注釈 : JSAF-OSRカテゴリー3モノハル規定本文参照>

カテゴリー5に関する全ての項目はアペンディックスJに提示する。

パートA基本事項

以下の規定は守られなくてはならない

1.02 艇責任者の責任

艇と乗組員の安全の確保は、艇の責任者の避けられない責任であり、艇の責任者は所有艇を最良の状態で十分な耐航性を有するように保持し、荒天の海にも対抗できる体力と適切なトレーニングを積んだ、経験十分なクルーを乗り組ませるように万全をつくさねばならない。艇の責任者は船体、スパー、リギン、セール及びすべての備品を確実に整備し、また安全備品が適正に維持格納され、それらの使用法と置き場所をクルーに熟知させておかなければな

2.03.1 装備の適切さ

すべての必要備品は下記の条件を備えていなくてはならない。

- a) 適切に機能すること
- b) 定期的に点検され、清掃され、維持されていること
- c) 未使用時には劣化が最小になるような状態で保管されていること
- d) 即座に使用できること
- e) ヨットの大きさや使う目的に対して形式、サイズ、容量が適切であること

3.08 ハッチとコンパニオンウェイ

3.08.1 最大船幅ステーションより前方には内側に開くハッチを設けてはならない。0.071m² (110平方インチ)より小さな舷窓はその限りではない。

3.08.2 ハッチは以下を満足しなくてはならない。

- a) 90°にヒールした状態でも水面上にあるように配置すること (モノハルのみ)
- b) 恒久的に取付けられたものであること
- c) 即座に閉じることができ、180°転覆しても確実に閉鎖された状態を保てなければならない

3.08.3 コンパニオンウェイがシアーラインより下方に至っている場合、以下を満足しなくてはならない。

- a) コックピットが船尾で開放している艇には適用されない (3.09.6参照)。
- b) シアーラインのレベルまでせき止められるようになっていなければならない。このせき止めの装置 (例えばウオッシュボード) が使われている場合でも、このコンパニオンウェイは艇内への出入りが可能でなければならない。

3.08.4 コンパニオンウェイハッチは以下を満足しなくてはならない。

- a) 強固に締め切っておく装置で、転覆の際において、艇外からも艇内からも操作できるものであること
- b) 何らかの閉鎖装置を持つこと
 - i. ハッチが開閉のどちらの場合であってもその位置にしっかりと保持できなければならない
 - ii. ハッチは使用中でも使用中でなくても、艇外に流出の恐れがないように、レース期間中はラニヤードなどで艇体に連結していなくてはならない
 - iii. 転覆の際には船内から外部への出口にならなければならない

3.09 コックピット

3.09.1 コックピットは構造的に堅牢で、あらゆるヒール角度でも重力で速やかに自己排水 (セルフドレーニング) ができ、艇体の部分として、恒久的に一体でなければならない。

3.09.2 コックピットは完全に水密でなければならない。即ち、コックピットの艇体の開口部は、すべて強固にしっかりと締め切ることができなければならない。

3.09.3 ビルジポンプはコックピット排水管に接続してはならない。コックピット排水管の最小サイズに付いては本規定3.09.8参照

- 3.09.4 コックピットの床はLWLより2%LWL以上、上方になければならない。
(IMSヨットで2003年1月以前に進水のヨットは少なくとも2%L以上LWLより上方になくなくてはならない。)
- 3.09.5 バウ、側面、中央、スターンのいかなるウェル(凹部)も本規定3.09で意図するコックピットと見做される。
- 3.09.6 コックピットが船尾へ開口している場合 後方開口部の面積は、コックピット最大深さの50%×コックピット最大幅より小さくなくてはならない。
- 3.09.7 コックピット容積
- i. 最も早いエージデイトかシリーズデイトが1992年4月以前の場合、
もっとも低いコーミングより下にあるすべてのコックピットの合計全容積(LWL水線長×最大幅×コックピットに平行するフリーボード高さ)は9%を超えてはならない。
 - ii. 最も早いエージデイトかシリーズデイトが1992年4月以降の場合、
上記の各カテゴリーの規定を適用する。ただし最低コーミングの決定に当たっては、FAステーションより後方のものは対象としない。また、ワーキングデッキより後方に延長されたコックピットの部分はコックピット容積の計算に使用してはならない。
 - iii: IMSレーティングのヨットはLWL水線長×B最大幅×FAコックピットに平行するフリーボード高さの代わりに、IMSレーティングルールに規定されているL、B、FAを使う
- コックピット排水**
- コックピット排水口の断面積の総和(ゴミ取り網がある場合はその後ろ部分)は以下のとおりでなくてはならない
- i. 最も早いエージデイトかシリーズデイトが1972年1月以前のヨット、あるいはLOA8.5m(28ft)以下のヨットには、2×直径25mm(1インチ)または相当サイズで障害のない開口
 - ii. 最も早いエージデイトかシリーズデイトが1972年1月以降のヨットは、4×直径20mm(3/4インチ)または相当サイズで障害のない開口
- 4.01.1 セールナンバー
ISAF 国際クラスおよび公認されたクラス以外のヨットはRRS77とRRS付則Gの要件にできるだけ満たすこと。State authorityにより割り当てられたセールナンバーの場合はこの限りではない。

パート B ポータブル装備

以下の物が装備されなくてはならない。

- 3.23.5 以下の装備がなされていること。
- e) 手動のビルジポンプ1台
 - f) 少なくとも9リットル(2英ガロン、2.4米ガロン)以上の容量のある頑丈な作りのバケツ1個。ラニヤードを付けること
- 3.24.1 b) コンパス1台(手持ちのコンパスでも可)
- 4.05.1 電気回路やエンジン、ストーブ(コンロ)が艇に有る場合は消火器1台
- 4.06.1 アンカー1個
- 4.17 浮力のある様々なものにはヨット名を記入
- 4.22.1 a) ドローグ付きのライフブイ、もしくはドローグ無しのライフリング。マリングレードのレトロリフレクティブ材(夜間反射機能材)が取り付けられていること。
- 4.24 ヒービングラインは長さが15m-25m(50ft-75ft)で、コックピットもしくは操舵席からすぐ使える位置に置くこと。
- 5.01.1 各乗員に下記を満足するライフジャケットを装備していなくてはならない。
- a) ホイッスルを装備
 - b) マリングレードのレトロリフレクティブ材(夜間反射機能材)付き
 - e) インフレーターの場合は、定期的にガス残量を検査すること
 - g) ヨット名か着用者名前がはっきりと書かれていること

パート C 推奨項目

- 3. 14 パルピット、スタンション、ライフライン
規定本文 3. 14 などを参照（注釈：カテゴリー3 本文参照）
- 4. 01. 2 セールがおろされている状態でのセールナンバー表示装置
- 4. 07. 1 a) フラッシュライト
- 4. 08. 2 救急キット
- 4. 11. 1 耐水性海図
- 4. 13 エコー水深計または測深索
- 4. 16 工具と予備部品
- 4. 24 b) スローイングソックタイプ(手投げ救助袋)を推奨。アペンディックス D 参照
- 4. 26 g) メインセールのラフの長さを 60%以上リーフできる装置または 4. 26. c) に従ったストームトライスル
- 5. 01. 2 ライフジャケットの装備または特質が、
 - a) SOLAS LSA 規則 2. 2. 3（白色。0. 75 カンデラ以上。8 時間以上発光）に適合したライフジャケットライト
 - b) 少なくとも 150N の浮力を持ち意識不明の人でも水面で約 45 度の角度で顔が上向きに安定する構造で EN 396 (ISO 1204) に適合しているか近い同等品
 - c) 腿紐または股紐
 - d) スプラッシュガード (EN 394 を参照)
 - e) インフレーターブルの場合は、圧縮ガスによる膨張システム付き

以上